成年後見制度

ハンドブック

前橋市・前橋市社会福祉協議会

はじめに

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されました。

これを受けて、前橋市社会福祉協議会では、前橋市と共同しながら①広報②相談③制度利用促進④後見人支援の4つの観点から、地域の権利擁護を果たすよう成年後見制度利用促進に向けた体制作りに取り組んでいます。

具体的な活動としては、相談受付の1次窓口である地域包括支援センター、障害者委託相談支援事業所と連携しながら市民の方々や支援者からの相談受付や、セミナー、研修会の開催、専門的な視点から助言する成年後見制度専門相談等実施しています。

そういった動きの中で、成年後見制度に関する理解を深め、制度を必要とする方へつなげていただくよう「成年後見制度ハンドブック」を作成することとなりました。

本人の課題を整理し、制度利用の判断基準となるガイドライン、制度利用までの流れ及び各段階における支援方法等を提示させていただきました。成年後見制度に関する相談を受けた際にご活用していただければ幸いです。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターとは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談受付や、高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援を行う「高齢者の総合的な相談窓口・サービスの拠点」です。前橋市内には12か所設置されています。

障害者委託相談支援事業所とは

障害者委託相談支援事業所とは、障害のある本人や保護者等からの相談に対応し、必要な情報の提供や、福祉サービス利用のサポート、権利擁護のための必要な援助等を行います。前橋市内には8か所設置されています。

1 成年後見制度の活用について

- 成年後見制度活用検討 …… 2
- 成年後見制度の概要、関連する事業 …… 3

2 法定後見制度について

- 法定後見制度とは …… 4
- 法定後見の流れ …… 6
- 成年後見等申立て必要書類チェックシート …… 8

3 任意後見制度について

- 任意後見制度とは …… 9
- 任意後見の流れ …… 10
- 任意後見監督人申立て必要書類チェックシート …… 13

4 成年後見制度に関する相談先 …… 14

5 Q＆A …… 16

6 参考資料 …… 17

7 成年後見制度と意思決定支援 …… 20

●成年後見制度活用検討

成年後見制度の申立て理由として、預貯金の管理・解約、身上保護、介護保険契約、不動産の処分、相続手続等があります。それらをきっかけとしつつも生活上の課題を整理することで、必要な時に必要な制度やサービスに結び付けることができるよう、整理していくことが大切です。

成年後見制度の活用について、検討するための確認票

判断能力の低下の進行	該　当	
認知症	□	
知的障害	□	
精神障害	□	
金銭管理・手続き	ほとんどできない	支援があればできる
預貯金の引き出し	□	□
生活費のやりくり	□	□
支払の必要性の理解	□	□
通帳や印鑑等の保管	□	□
入院・入所による支払い	□	□
財産活用	□	□
高額な預貯金や財産の管理	□	□
定期預金の手続き	□	□
税金の申告	□	□
契約行為	ほとんどできない	支援があればできる
生命保険等の請求	□	□
賃貸借契約の手続き	□	□
不動産・自動車の売買	□	□
自宅の増改築、取り壊し等	□	□
介護保険サービス・障害福祉サービスの契約	□	□
法的保護の必要性	ほとんどできない	支援があればできる
親族や知人からの財産・権利侵害の対応・防止	□	□
法的課題	ほとんどできない	支援があればできる
債務整理	□	□
相続手続	□	□
訴訟	□	□
将来への備え	該　当	
身寄りがない、頼りたくない	□	
親なき後、自分なき後の家族支援の不安	□	

●成年後見制度の概要

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利と財産を守る援助者を選ぶことで、本人の意思を尊重した生活ができるよう法律的に支援するための制度です。

◎留意点

●成年後見制度は、物事を判断する能力が低下してしまった「本人のため」の制度です。

●成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。

●成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。

●成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

《関連する事業》

●日常生活自立支援事業の概要

認知症、知的障害、精神障害などによって一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

➡前橋市社会福祉協議会　生活支援係

●家計改善支援事業の概要

家計から生活再建を考える方の、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計改善の意欲を高めるための支援です。

➡まえばし生活自立相談センター

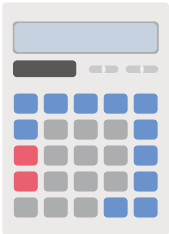

※成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人をさします。

成年後見制度には２つのタイプ

すでに判断能力が低下している人のための
法定後見制度

今は元気だけど将来的に判断能力が低下した場合に備えるための**任意後見制度**

	法定後見制度	任意後見制度
対　象	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断することが十分でない方。	判断能力がある方。
手続き	申立人が家庭裁判所に申立てを行います。	本人が公証役場で公正証書を作成します。
内　容	判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の類型に区分されます。類型によって権限の範囲が決まってきます。	本人が公正証書に定めた内容になります。 ただし、取消権、同意権はありません。
後見人	家庭裁判所が選任します。	本人が決定することができます。
監　督	家庭裁判所が監督します。	家庭裁判所が選任した任意後見監督人が監督します。

●法定後見制度とは

法定後見制度は、すでに認知症、知的障害、精神障害等で自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任する制度です。本人の判断能力の程度や状況に応じて『**後見**』『**保佐**』『**補助**』の３つの類型があります。

		後見	保佐	補助
本人		**成年被後見人**	**被保佐人**	**被補助人**
本人の判断能力		支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある
本人を保護する人		成年後見人	保佐人	補助人
権限	**代理権**	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で申立てをし、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で申立てをし、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為（※）以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	

※日用品（食料品や衣料品等）の購入など

●代理権…本人に代わって成年後見人等が財産管理や契約などの法律行為を行える権限のことです。

●同意権…本人が契約などの法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限のことです。

●取消権…成年後見人等の同意がないままに、本人が契約などの法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消すことができる権限のことです。

●相談を受けた時に知っておきたいこと

成年後見制度で　できること	成年後見制度で　できないこと
①金融機関での手続き（預貯金の出入等）	①結婚・離婚・遺言作成などの一身専属行為の代理
②医療や介護に関する契約の締結と解除、費用の支払い	②手術や臓器移植、延命措置などの同意、拒否
③不適切な契約の取り消し	③身元保証や身元引受
④不動産の売買や、賃貸借契約の代理	④介護や看護、家事等の事実行為
⑤遺産相続の代理	⑤本人が死亡した後の手続き ただし、成年後見人にのみ火葬・埋葬など死後に関する事務を行うことが認められているものがあります。

希望した人が必ず成年後見人等になれるの？

候補者を立てても、家庭裁判所の判断により認められない場合もあります。
また、選任された成年後見人等が意に添わないことを理由に申立てを取り下げることはできません。

成年後見人等の報酬額はいくらになるの？

成年後見人等への報酬額は、本人の財産状況や、成年後見人等の活動内容に応じて、家庭裁判所が審判で定めます。報酬を支払うことが難しい場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けることもできます。（条件あり）

成年後見人等の仕事はいつ始まって、いつ終了するの？

成年後見人等の仕事は、成年後見等の開始の審判が確定した時に開始し、本人の能力が回復するか本人が亡くなった時に終了となります。
成年後見制度利用のきっかけとなった出来事（例：遺産分割）が終了した後も、本人の能力が回復するか本人が亡くなるまで成年後見人等の職務が続きます。

申立てには本人の同意が必要なの？

類型によって本人の同意が必要です。

類型	同意の必要性	その他
補助	必要	補助人に、代理権や同意権（取消権）を与える申立ても本人の同意が必要となります。
保佐	不要	保佐人に、代理権を与える申立ては本人の同意が必要となります。
後見	不要	

支援者は申立てを行うにあたり、同意の必要性の有無にかかわらず、本人に分かりやすく説明し、意思決定支援をすることが大切です。

法定後見の流れ

＊申立準備

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	ステップ5
申立て人・申立て先の確認 候補者の検討	本人情報シートの作成	診断書の作成	必要書類の収集	申立書類の作成
申立てができる人、申立てをする家庭裁判所を確認します。 本人にふさわしい後見人等候補者を検討していきます。	本人の状況を把握している福祉関係者が作成します。	成年後見用の診断書を依頼します。 その際に、本人情報シートを医師へ提出します。	申立ての際に家庭裁判所へ提出する書類を、公的機関より取得します。	医師の診断書を参考に、類型にあった申立書、必要書類を作成します。

ステップ1 申立人・申立て先の確認 候補者の検討

・裁判所へ申立てができる人と、申立てをする家庭裁判所を確認

申立てをする裁判所	本人の住所地を管轄する家庭裁判所
申立てができる人	本人・配偶者・４親等内の親族（参考資料P18）・市町村長など
成年後見人等になれる人 ※最終判断は家庭裁判所が行います	親族、法律・福祉の専門家 （弁護士、司法書士、社会福祉士など）

POINT
〈支援者のかかわり〉
・申立人がいるのか、誰が申立てをするのが適切なのか検討・調整が必要です。
・想定される後見人の係わりから、本人の支援に適切な候補者は誰なのか検討、提案していくことが望ましいです。

ステップ2 本人情報シートの作成

・福祉関係者による本人情報シートの作成

＊裁判所のホームページに本人情報シート作成の手引の掲載があります。

POINT
〈支援者のかかわり〉
本人情報シートは、主治医に本人の状況を的確に伝えたり、家庭裁判所が本人に適切な後見人を選任したりするために重要となります。支援者間で本人の現状・課題を共有し作成することが望ましいです。

ステップ3 診断書の作成

・申立てに必要な書類の準備を始めるにあたり、医師に診断書を書いてもらいます
・本人情報シートを提出し、判断能力についての診断の参考としてもらいます

＊裁判所のホームページに成年後見制度における診断書作成の手引の掲載があります。

POINT
〈支援者のかかわり〉
受診、診断書作成がスムーズに進められるよう主治医や精神科等専門医への協力依頼を。

ステップ4 必要書類の収集

・成年後見等申立て必要書類チェックシートP8、参考資料P18

ステップ5 申立書類の作成

家庭裁判所窓口、又は、ホームページから取得
・取り寄せた診断書の意見を参照し、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを検討。
・類型にあった申立書、必要書類の作成。

＊申立書類が作成困難な場合は、弁護士、司法書士の専門職に作成依頼をすることも可能です。（費用がかかります）
＊申立費用については原則、申立人の負担となります。
ただし、本人負担とする旨を申立書に記載（手続費用の上申）すると、家庭裁判所が認める場合があります。

POINT
〈支援者のかかわり〉
本人の意思決定を支援しながらどんな支援、権限（代理権、同意権）があれば本人が安心して生活ができるのか検討・共有していくことが必要です。

＊申立・調査・照会・鑑定・審理　　＊審判・登記

ステップ6	ステップ7	ステップ8	ステップ9
家庭裁判所への申立て	審理開始（調査・照会・鑑定）	審判（成年後見人等の選任）	後見登記
本人の住所地を管轄している家庭裁判所へ申立てをします。	参与員による受理面接、家庭裁判所調査官による調査又は書面による照会を、申立ての内容に応じて、申立人、成年後見人等候補者、本人、親族に対して行います。必要に応じて、本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。	申立てが認容された場合、家庭裁判所から審判書謄本が成年後見人には送達され、申立人には普通郵便等で告知されます。（後見開始の場合。保佐、補助開始の場合は本人にも送達されます。）	審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に登記の嘱託をします。登記が完了すると成年後見人等であることを証明する「登記事項証明書」の発行を受けることができます。

ステップ6 家庭裁判所への申立て

・申立書類と必要書類が準備できれば、家庭裁判所へ申立書類一式を提出します。提出方法は家庭裁判所へ持参する方法と郵送する方法があります。
・申立書類の提出前に書類一式についてコピーを残しておくと資料として役立ちます。

申立て後は、家庭裁判所の許可がなければ申立ての取下げはできません

ステップ7 審理開始（調査・照会・鑑定）

審理の期間は、個々の事案にもよりますが、申立てから審判まで１か月から３か月程度かかります。

・申立人、後見人等候補者との面接
・本人との面接
・親族への意向照会
・医師による鑑定（5～10万円程度かかります）（提出された書類で明らかに鑑定の必要がないと認められるときは、鑑定手続きを省略する場合もあります）

POINT
〈支援者のかかわり〉
・虐待案件等で親族に申立てを知られたくない場合は、事情を説明しておくと家庭裁判所が適切に対応してくれます。
・状況によって、本人に関わっている支援者が面接に同席し現状を伝えていくとスムーズに進むケースもあります。

ステップ8 審判（成年後見人等の選任）

・裁判官が調査結果や提出資料にもとづいて判断

審判書謄本が届いてから２週間以内に、不服の申立てがされなければ、後見等開始の審判の効力が確定します。審判の内容に不服がある場合、審判の確定前であれば、「即時抗告」という不服の申立てをすることができます。

POINT
・不服申立てができるのは、本人、配偶者、４親等以内の親族（申立人除く）です。誰を後見人等に選任するかについては不服申立てできません。

ステップ9 後見登記

参考資料P18

審判が確定したら、家庭裁判所は東京法務局に後見登記の嘱託を行います。登記が完了すると、家庭裁判所は東京法務局から登記が完了したことの通知を受けて、成年後見人等にその結果を通知します。
登記事項証明書は本人の財産の調査や預金口座の解約等、成年後見人等の仕事として行う様々な手続きの際に後見人の権限を証明するため必要です。

成年後見等申立て必要書類チェックシート

※まず初めに、本人情報シートを本人に係る福祉関係者に作成していただき、それに基づいて主治医等から成年後見制度用の診断書を作成してもらってください。
※診断書の判定が、「後見」「保佐」「補助」のどの類型か確認し、必要書類の作成・取り寄せを行ってください。必要書類は発行後３か月以内のものになります。

作成書類		※家庭裁判所窓口、ホームページから取得できます	
後見 保佐 補助	□	本人情報シート（福祉関係者が作成・写しをとる）	最初に取得します
	□	診断書（成年後見制度用）	
	□	申立書（診断書の判定内容を確認し記入）	家庭裁判所の記載例を参考に記入
	□	申立事情説明書	
	□	財産目録（本人の財産について分かる範囲で全て記入）	
	□	収支予定表（本人の年間の収入・支出を一覧に）	
	□	親族関係図（推定相続人が対象）	
	□	後見人等候補者の事情説明書（候補者が記入）	
	□	親族の意見書（推定相続人が対象）	
	□	相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合）	
保佐・補助	□	代理行為目録（合わせて代理権申立をする際に必要）	
補助	□	同意行為目録（合わせて同意権申立をする際に必要）	

取り寄せ書類		※下記書類について各１通必要です	取得先
本人・候補者分	□	住民票又は戸籍附票（350 円）	市役所等
本人分	□	戸籍謄本（450 円）	
	□	登記されていないことの証明（300 円）	法務局

※住民票を最初に取得し、本籍、氏名等の登録上の正しい表記を確認すると次の書類取得がスムーズです。
※住民票等はマイナンバーの記載のないものを取得してください。

財産関係資料		※財産目録、年間収支予定表等の裏付けとなる資料です	取得先
本人分	□	不動産についての資料 ・不動産全部事項証明書（登記されている場合）の原本、固定資産評価証明書又は固定資産税納税通知書（未登記の場合）の写し	法務局・市役所
	□	預貯金、投資信託、株式等についての資料 ・通帳、残高証明書、株式の残高報告書等の写し	銀行・郵便局 保険会社・証券会社 等
	□	生命保険、損害保険等についての資料 ・保険証書等の写し	
	□	負債についての資料 ・金銭消費貸借契約書、借用書、返済明細書等の写し	
	□	収入についての資料 ・確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等の写し	市役所から送付 入所・利用施設等
	□	支出についての資料 ・各種税金の納税通知書、国民健康保険料や介護保険料の決定通知書、家賃、医療費、施設利用料領収書等の写し	
	□	相続財産についての資料 ・本人を相続人とする相続財産がある場合、内容が分かるものの写し	

本人関係資料		※本人の状態の裏付けとなる資料です	
本人分	□	健康状態に関する資料 ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等	

申立必要費用			取得先
裁判所に 納める費用	□	収入印紙　800 円（申立手数料） 保佐・補助の申立てで代理権や同意権付与申立てもする場合は、さらにそれぞれ 800 円必要になります。	郵便局 家庭裁判所売店
	□	収入印紙　2,600 円（後見登記手数料）	
	□	郵便切手　4,480 円 ・500 円× 6 枚　100 円× 5 枚　84 円× 10 枚　10 円× 10 枚　5 円× 5 枚　1 円× 15 枚	
	／	鑑定費用（5～10 万円） 必要に応じて	必要な場合は家庭裁判所から連絡がいきます

〇本人に関する資料について
・提出する書類は原寸大で、A4又はA3で写しをとる。左側に２㎝程度の余白ができるように写しをとる。
・通帳は、表紙、裏表紙、過去１年分の記載部分の写しをとる。
・マイナンバーの記載がある書類は、その部分を隠して写しをとる。

任意後見制度とは

任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ人に代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書により結んでおくものです。将来の不安に備えた「転ばぬ先の杖」となる制度です。

利用形態は３パターン

将　来　型	移　行　型	即　効　型
将来の判断能力低下に備えて、判断能力が十分なうちに任意後見契約を締結しておく形態。	将来の判断能力低下に備えつつ、受任者に財産管理等の事務を委託する契約（委任契約）と任意後見契約を同時に締結しておく形態。	すでに判断能力に不安がある段階で、任意後見契約締結後すぐに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをする形態。

相談を受けた時に知っておきたいこと

①任意後見契約は、公証役場で取り交わすことになります。内容は法律の趣旨に反しない限り任意後見受任者と相談して自由に決められます。
②任意後見契約は、契約を取り交わしただけでは効力が発生しません。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されてから初めて効力が生じるものです。
③任意後見監督人を選任する前から支援が必要な場合は、任意後見契約と同時に任意代理の委任契約（見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約等）を締結する必要があります。→参考資料P12
④任意後見契約の効力が発生すると、任意後見人及び任意後見監督人双方に報酬が発生します。任意後見人の報酬額は任意後見契約の中で定められます。任意後見監督人の報酬額については、家庭裁判所が審判で定めます。
⑤法定後見と違い、「代理権」のみで「同意権」「取消権」がありません。
⑥任意後見契約を結んだ場合でも、本人の判断能力が衰えないまま亡くなった場合は、契約は終了となります。

任意後見人の呼び方

「任意後見受任者」
↓
任意後見監督人選任**前**
（代理権行使できない）

「任意後見人」
↓
任意後見監督人選任**後**
（代理権行使できる）

任意後見人にできないこと

①介護や身の回りの世話、ペットの世話等の事実行為
②婚姻・離婚・養子縁組等の一身専属にかかわる行為
③身元引受人・身元保証人になること
④医療行為の同意・延命治療の拒絶
⑤死後の事務
⑥本人の行った法律行為の取り消し

※⑤については必要があれば「死後事務委任契約」として、任意後見契約とは別に手続きを行うことができます。

任意後見の流れ

＊検討　＊契約　＊申立準備

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4		ステップ5
将来自分を支援してくれる人を決定	契約内容を決める	公正証書の作成・任意後見契約の締結	法務局への登記	本人の判断能力の低下	任意後見監督人の選任申立準備
誰に支援をお願いしたいのか検討をします。	判断能力が低下した時に、どういった生活を送りたいのか、どういった援助を受けたいのか考えます。	本人と任意後見受任者とで公証役場へ行き、公正証書により手続きを行います。	公証人が東京法務局に登記の依頼をします。		任意後見監督人選任申立に必要な書類作成・収集を行います。

ステップ1 将来自分を支援してくれる人を決定

・成人であれば、誰でも任意後見人になることができます。
・契約時に適切な任意後見人候補者がいない場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体から紹介してもらうこともできます。
・必要に応じて、任意後見人を複数人依頼することも可能です。

POINT
任意後見制度の長所は、「候補者を自分で決められる」ことです。
制度利用の成功の鍵は、「候補者選び」にあるといえます。
よく話し合い、間違いのない選択を。

ステップ2 契約内容を決める

・本人と任意後見受任者との話し合いで、委任する内容を決めます。委任する内容は、「財産管理に関すること」「身上監護に関すること」「任意後見人に支払う報酬」等、当事者双方の合意により、法律の趣旨に反しない限り自由に内容を決めることができます。
・契約内容については、法定後見（補助、保佐）の代理行為目録の内容を最低限網羅しておくことを、お勧めします。
・報酬については、基準がなく双方での話し合いで決まります。専門職団体に依頼する場合は、その団体で報酬額が規定されている場合があります。
・本人の意思能力がなくなった場合、任意後見監督人が選任されます。選任後に契約書の効力が生じます。

POINT
〈支援者のかかわり〉
・本人にとって将来何が不安なのか、本人が望む将来像はなにかを細かく確認することが必要です。本人の生活にあった契約書が作成できるよう支援が求められます。

ステップ3 公正証書の作成、任意後見契約の締結

参考資料P12

・本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。（㊟公証役場で契約を取り交わしただけでは、任意後見は効力が発生しません）
・事情により公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。（別途費用必要：手数料50％加算、日当、交通費要）

〈任意後見契約を結ぶ当日の流れ〉
①本人と任意後見受任者が必要書類を持参する。（要予約）
②公証人による意思能力・契約意思の確認。
③公正証書の作成、正本の交付。
⇒公正証書ができあがるまでに、おおよそ２週間かかります。

ステップ4 法務局への登記

参考資料P18

・任意後見契約を結ぶと、「誰が誰に、どのような代理権を与えたか」という契約内容が、公証人の嘱託により登記されます。「登記事項証明書」を取得し、提示することにより、事務処理が円滑にできるようになります。

本人の判断能力が低下・喪失した場合
●本人の判断能力が十分でなくなった時に、任意後見監督人（任意後見人となった人が契約どおり適切に財産管理等を行っているか監督をする立場の方）選任の申立てが必要になります。
●任意後見制度は、自己決定尊重の観点から、申立てには、**本人の同意が必ず必要です！！**
（本人が意思表示することができない場合は、この限りではありません）

＊申立・調査・照会・鑑定・審理　　＊審判・登記

ステップ6	ステップ7	ステップ8	ステップ9
家庭裁判所への申立て	審理開始（調査・照会・鑑定）	審判（任意後見監督人の選任）	後見の登記
本人の住所地を管轄している家庭裁判所へ申立てをします。	家庭裁判所調査官による調査又は書面による照会を、申立ての内容に応じて、申立人、任意後見受任者、本人、親族に対して行います。必要に応じて、本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。	申立てが認容された場合、家庭裁判所から審判書謄本が選任された任意後見監督人に送達され、申立人、本人及び任意後見受任者に普通郵便等で告知されます。	任意後見監督人の選任の審判の効力が生じたら、家庭裁判所は東京法務局に後見登記の嘱託をします。登記が完了すると任意後見人等であることを証明する「登記事項証明書」の発行を受けることができます。

POINT

〈支援者のかかわり〉
- 適切な時期に任意後見監督人の選任申立を行うためには、本人の生活状況や健康状況を日頃から把握しておくことが必要です。本人の状況の変化を適切に把握し、任意後見受任者を含めた関係者間で共有することが大切です。
- 任意後見契約の内容だけでは、本人を保護できない場合、本人の利益のために特に必要な場合は、法定後見制度利用の検討が必要です。

ステップ5　任意後見監督人の選任申立て準備

申立てをする裁判所	本人の住所地を管轄する家庭裁判所
申立てができる人	本人・配偶者・４親等内の親族・任意後見受任者
任意後見監督人になれる人 ※最終判断は家庭裁判所が行います	親族、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）

必要書類の収集・申立書類の作成
任意後見監督人申立て必要書類チェックシートP13
参考資料P18

ステップ6　家庭裁判所への申立て

- 申立書類と必要書類が準備できれば、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所へ申立書類一式を提出します。提出方法は家庭裁判所へ持参する方法と郵送する方法があります。
- 申立書類提出前に書類一式についてコピーを残しておくと資料として役立ちます。

申立て後は、家庭裁判所の許可がなければ申立ての取下げはできません

ステップ7　審理開始（調査・照会・鑑定）

審理の期間は、個々の事案にもよりますが、申立てから審判まで１か月から３か月程度かかります。
- 申立人、任意後見受任者との面接
- 本人との面接
- 親族への意向照会
- 医師による鑑定（5～10万円程度かかります）
（提出された書類で明らかに鑑定の必要がないと認められるときは、鑑定手続きを省略する場合もあります）

ステップ8　審判（任意後見監督人の選任）

- 任意後見監督人は、その仕事の内容から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職）が選ばれることが多くなっています。

POINT

任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます！

ステップ9　後見の登記

参考資料P18

審判が確定したら、家庭裁判所は東京法務局に後見登記の嘱託を行います。
登記が完了すると、家庭裁判所は、東京法務局から登記が完了したことの通知を受けて、任意後見監督人等にその結果を通知します。
登記事項証明書は本人の財産の調査や預金口座の解約等、任意後見人の仕事として行う様々な手続きの際に後見人の権限を証明するため必要です。

●公正証書の作成、任意後見契約締結に係る必要書類・費用

	必要書類と費用	取得先
1	本人に関するもの ○戸籍謄本（前橋市　１通450円） ○住民票（前橋市　１通350円） ○印鑑登録証明書（前橋市　１通350円） ○実印	市役所等の窓口
2	任意後見受任者に関するもの ○住民票（前橋市　１通350円） ○印鑑登録証明書（前橋市　１通350円） ○実印	市役所等の窓口

	作成に係る手数料	
1	１契約につき	11,000円
2	収入印紙代	2,600円
3	法務局への登記嘱託料	1,400円
4	書留郵便料	約540円
5	正本謄本の作成手数料　１枚250円×枚数 ※証書の枚数が４枚を超える時は、超える１枚ごとに250円が加算	

※任意後見契約と併せて他の委任契約も結ぶ場合、その委任契約毎に上記１の費用が必要となります。
委任契約が有償の場合は、上記１の額が増額される場合があります。
また、受任者が複数の場合は、その分だけ費用も増えることになります。

POINT

【必要に応じて任意後見契約と一緒に契約をしておくとよいもの】

①見守り契約
本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況や健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらうために有効です。

②財産管理委任契約
本人の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

③死後事務委任契約
任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。本人が亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけ等の事務を第三者に委任するものです。

※①～③の契約を結ぶのに別途料金が必要となります。

任意後見監督人申立て必要書類チェックシート

※まず初めに、本人情報シートを本人に係る福祉関係者に作成していただき、それに基づいて主治医等から成年後見制度用の診断書を作成してもらってください。
※必要書類は発行後３か月以内のものになります。

作成書類	※家庭裁判所窓口、ホームページから取得できます		
	□	本人情報シート（福祉関係者が作成・写しをとる）	最初に取得します
	□	診断書（成年後見制度用）	
	□	任意後見監督人選任申立書	家庭裁判所の記載例を参考に記入
	□	申立事情説明書（任意後見）	
	□	任意後見受任者事情説明書	
	□	親族関係図（推定相続人が対象）	
	□	財産目録（本人の財産について分かる範囲で全て記入）	
	□	相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がある場合）	
	□	収支予定表（本人の年間の収入・支出を一覧に）	

取り寄せ書類	※下記書類について各１通必要です		取得先
本人分	□	住民票又は戸籍附票（350 円）	市役所等
	□	戸籍謄本（450 円）	
	□	本人の後見登記されていないことの証明（300 円）	法務局
	□	本人の登記事項証明書（任意後見契約）（550 円）	

※住民票を最初に取得し、本籍、氏名等の登録上の正しい表記を確認すると次の書類取得がスムーズです。
※住民票等はマイナンバーの記載のないものを取得してください。

財産関係資料	※財産目録、年間収支予定表等の裏付けとなる資料です		取得先
本人分	□	不動産についての資料 ・不動産登記事項証明書の原本、固定資産評価証明書又は固定資産税納税通知書の写し	法務局・市役所
	□	預貯金、投資信託、株式等についての資料 ・通帳、残高証明書、株式の残高報告書等の写し	銀行・郵便局 保険会社・証券会社等
	□	生命保険、損害保険等についての資料 ・保険証書等の写し	
	□	負債についての資料 ・金銭消費貸借契約書、借用書、返済明細書等の写し	
	□	収入についての資料 ・確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等の写し	市役所から送付 入所・利用施設等
	□	支出についての資料 ・各種税金の納税通知書、国民健康保険料や介護保険料の決定通知書、家賃、医療費、施設利用料領収書等の写し	
	□	任意後見受任者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合 ・借用書、担保権等を設定した契約書、立替払を示す領収書等	
	□	相続財産についての資料 ・本人を相続人とする相続財産がある場合、内容が分かるものの写し	

本人関係資料			
本人分	□	健康状態に関する資料 ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等	
	□	任意後見契約公正証書（写）	

申立必要費用			取得先
裁判所に納める費用	□	収入印紙　800 円（申立手数料）	郵便局 家庭裁判所売店
	□	収入印紙　1,400 円（後見登記手数料）	
	□	郵便切手　2,910 円 ・500 円× 4 枚　84 円× 10 枚　10 円× 5 枚　5 円× 2 枚　1 円× 10 枚	
		鑑定費用（5～１０万円） ・必要に応じて	必要な場合は家庭裁判所から連絡がいきます

成年後見制度に関する相談先

前橋市社会福祉協議会 生活支援課生活支援係 （あんしんサポートまえばし）	住　　所	前橋市日吉町二丁目 17-10 前橋市総合福祉会館３階
	電話番号	027-237-1261
	開設日時	月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前８時 30 分から午後５時 15 分

■地域包括支援センター

担当地区	包括名	電話番号	開設日時	
南部・文京	前橋市地域包括支援センター中央	027-898-6275	月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）	午前８時 30 分から午後５時 15 分
北部・中部	前橋市地域包括支援センター中央西	027-288-0462		午前８時 30 分から午後５時 15 分
若宮・城東・中川	前橋市地域包括支援センター中央東	027-260-6815		午前８時 30 分から午後５時 30 分
上川淵・下川淵	前橋市地域包括支援センター南部	027-265-1700		午前８時 30 分から午後５時
桂萱	前橋市地域包括支援センター桂萱	027-264-0808		午前８時 30 分から午後５時 30 分
東	前橋市地域包括支援センター東	027-280-5590		午前８時 30 分から午後５時 30 分
元総社・総社・清里	前橋市地域包括支援センター西部	027-255-3100		午前８時 30 分から午後５時
南橘	前橋市地域包括支援センター南橘	027-235-3577		午前８時 30 分から午後５時 30 分
永明	前橋市地域包括支援センター永明	027-290-2880		午前８時 30 分から午後５時 30 分
城南	前橋市地域包括支援センター城南	027-267-9898		午前８時 30 分から午後５時 30 分
大胡・宮城・粕川	前橋市地域包括支援センター東部	027-283-8655		午前８時 30 分から午後５時 15 分
富士見・芳賀	前橋市地域包括支援センター北部	027-288-7770		午前８時 30 分から午後５時 30 分

■障害者委託相談支援事業所

基本担当地区	委託相談支援事業所名	電話番号	開設日時	
	前橋市基幹相談支援センター	027-220-5714	月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）	午前８時 30 分から午後５時 15 分
本庁管内（南部地区除く）、桂萱（東部除く）	前橋市障害者生活支援センター	027-236-0001		午前９時から午後６時
本庁管内（南部地区）・永明	指定相談支援事業所ドアーズ	027-266-8826		午前９時から午後５時
上川淵・下川淵	あいのて相談支援事業所	027-289-4433		午前９時から午後６時
芳賀・南橘	地域活動支援センターピアーズ	027-230-8017		午後９時から午後６時
桂萱（東部）・大胡	相談支援事業所ゆりのき	027-269-2531		午前９時から午後５時
東・元総社・総社・清里	障がい福祉相談支援事業所ぽっか	027-226-5272		午前９時から午後５時
城南・粕川	青空相談支援事業所	027-266-2500		午前８時 30 分から午後５時 30 分
宮城・富士見	あかぎ相談支援事業所	027-289-5327		午前９時から午後５時

関係機関	業務内容	電話番号	開設日時	
群馬弁護士会 ひまわりダイヤル	成年後見制度利用相談	027-234-9321	月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）	午前９時から午後５時※
リーガルサポート群馬	成年後見制度利用相談	027-224-7773		午前９時から午後５時※
ぱあとなあ群馬	成年後見制度利用相談	027-212-8388		午前９時から午後５時※
前橋公証人合同役場	任意後見制度利用相談・手続き	027-223-8277		午前９時から午後４時※
前橋地方法務局	成年後見登記事項証明書発行	027-221-4466		午前８時 30 分から午後５時 15 分※
前橋家庭裁判所	成年後見制度申立書類の配布・手続き	027-231-4973		午前８時 30 分から午後５時※

※昼休みあり

成年後見専門相談

受付予約

前橋市社会福祉協議会　生活支援課生活支援係
（あんしんサポートまえばし）

TEL 027-237-1261　FAX 027-219-0337

	成年後見専門相談所（予約が必要です）
対応者	弁護士・司法書士・社会福祉士
相談方法	来所
利用料	無料
実施日 受付時間	司法書士　第２ 水曜日 午前10時～12時 社会福祉士　第３ 土曜日 午前10時～12時 弁護士　第４ 木曜日 午前10時～12時 ※祝日等の関係により、実施日を変更する場合があります。
注意事項	①相談時間はお一人当たり1時間です ②相談はすべて予約制（先着順）となっています ③利用は、同一内容につき1回のみです ④専門相談の場で対応した専門職に、案件の処理を頼むことはできません

状況に応じて訪問での相談も行います。詳しくはお問合わせ下さい。

方針検討会議

方針検討会議は、成年後見制度の利用が見込まれる方について、支援方針の検討、市長申立ての適否の協議について専門職を交えて検討する場です。偶数月に開催しています。

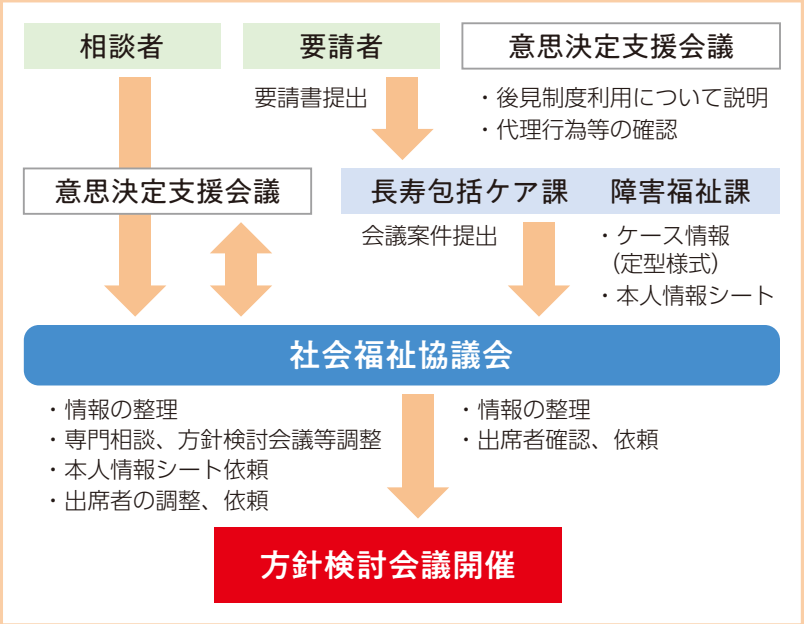

主な参加者

①対象者の支援者
（施設職員、関係機関等）

②弁護士、司法書士、社会福祉士

③担当地区の地域包括支援センター

④担当地区の委託相談支援事業所

⑤社協、市担当者

⑥本人

※意思決定支援会議は、本人の意思や考えを確認するため随時開催します。

Q & A

Q 申立て後、本人の状態が変わった場合、類型の変更は可能？

A

・申立ての審理中に、本人の状態が申立て時の類型とは別の類型相当と判断された場合は、申立ての趣旨の変更をすることは可能です。この手続きを行うにあたり原則として追加の費用はかかりません。

・審判後に、本人の状態が変化し類型変更が相当となった場合は、新たな類型開始の審判と同時に、家庭裁判所の職権で確定している審判を取り消すことになります。この場合には、新たな申立てにかかる費用が必要となります（申立人が負担）。

Q 成年後見人等が就くと本人の生活はどう変わるの？

A

・成年後見人等が選任された後も、これまでどおり本人の支援者（ケアマネ等）が成年後見人等と一緒に生活を支援していくことに変わりはありません。本人を支援する「チーム」に、支援者（成年後見人等）が一人増えることになります。成年後見制度を利用しても、本人の生活課題が解決できないこともあります。チームで検討し、他の制度を組み合わせて本人の生活を支援することが適切です。

Q 成年後見人等が諸事情により辞任する場合の手続きは？

A

・成年後見人等が辞任する場合は、辞任申立てと同時に新たな後見人等選任の申立てをしなければなりません。後見人等選任の申立てにかかった費用は、通常、申立人（後見人等）が負担することになります。

Q 任意後見契約を途中でやめることはできますか？

A

・任意後見監督人選任前→公証人の認証を受けた書面での契約解除になります。

※一方から解除する場合は解除の旨の書類（公証人の認証を受けた解除通知）を内容証明郵便で相手方に送付する必要があります。

・任意後見監督人選任後→正当な事由がある場合、家庭裁判所の許可が必要です。

Q 任意後見契約の内容を変更することはできますか？

A

内　容	方　法
代理権の範囲を増やしたい	①今の契約を解除して、もう一度契約する ②今の契約を維持して増やした部分を与える旨の任意後見契約をする
代理権の範囲を減らしたい	今の契約を解除して、もう一度契約する
代理権を別の人を追加して与えたい	今の契約を解除して、もう一度契約する
報酬額を変更したい	変更契約の公正証書を作成する

どのような場合でも、公正証書で行う必要があります。

参　考　資　料

４親等内の親族の範囲

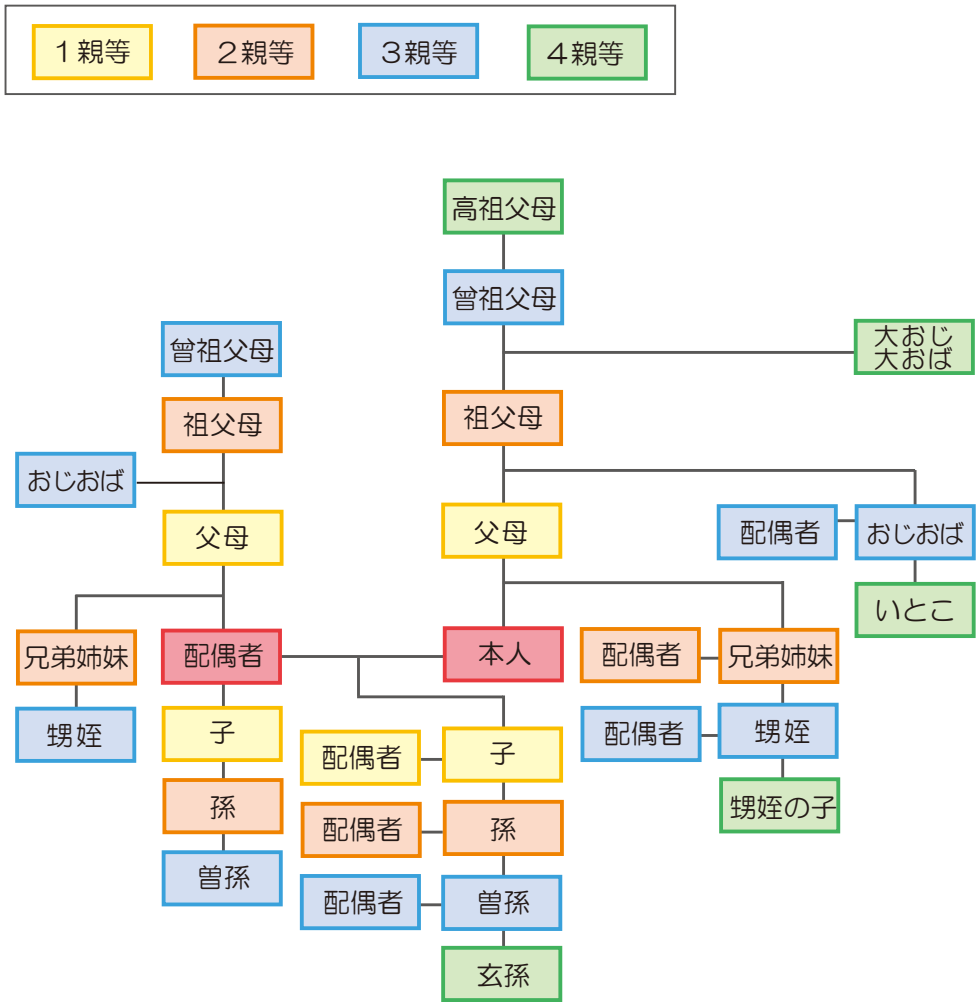

公的書類の取得について

	戸籍謄本	住民票	後見登記されていないことの証明書	登記事項証明書
取得場所	本籍地のある市区町村役場等	住所のある市区町村役場等	法務局の本局（郵送の場合は東京法務局のみ）	
取得方法	窓口　又は　郵送			
請求できる人	本人、配偶者、親、祖父母、子や孫など 代理人：要委任状	本人、本人と同一世帯の人など 代理人：要委任状	本人、配偶者、４親等内の親族など 代理人：要委任状	本人、成年後見人等、配偶者、４親等内の親族など 代理人：要委任状
取得費用	１通　450円（前橋市）	１通　350円（前橋市）	１通　300円	１通　550円
持参するもの	窓口に行く人の本人確認書類		認印、窓口に行く人の本人確認書類、本人との関係がわかる戸籍謄抄本（親族が申請する場合）	

●申立関係書類

※家庭裁判所ホームページからダウンロードすることができます。

■申立書

■本人情報シート

■財産目録

■収支予定表

成年後見制度と意思決定支援

本人の意思決定に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」ことを支援することを「意思決定支援」と言います。

平成29年に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針策定に向けた検討を行うこととされています。利用者がメリットを実感できるような制度・運用となるには、後見人等がその裁量において行う後見事務が意思決定支援の考え方に沿って行われる必要があります。これを受けて、令和２年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が作成されました。

成年後見制度は、あくまで「本人」のための制度であり、「本人の利益の擁護」「本人の最善の利益を追求すること」が目的になります。
判断能力が低下しても「全ての人には自分のことを決める力がある」という考えを前提に、本人が自分の意見を言える環境を作り、分かりやすく説明し、本人が自分の意思で決められるように支援していくことが、支援者には求められます。

意思決定支援に向けて

本人との
信頼関係の構築

本人が自分の
気持ちを伝えやすい
環境の整備

支援者側の
共通認識・基本的姿勢の
習得

本人にとって
「意思が尊重されている」
という
経験の積み重ね

意思決定支援はどのように行うの？

成年後見人等が一人で行うのではなく、成年後見人等を含めた本人にかかわる支援者でチームを作り、チームで行います。本人が安心して意思決定できるような環境に配慮し、本人を交えたミーティングを開催します。

本人がうまく言葉で意思表示ができない場合はどうするの？

本人の特性を踏まえながら、タブレット端末やパンフレット、絵カード等を用いて本人が理解しやすい方法でのコミュニケーションや、身振り、表情等にも気を配りながら意思決定支援を行うことが大切です。

工夫をしても本人が意思決定することが難しい場合はどうするの？

意思決定支援を尽くしても、本人の意思決定がどうしても困難であり、これ以上決定を先延ばしにできない場合は、成年後見人等が本人にとって最善の利益に基づく代行決定を行います。

●意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインのチャート図

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」より（“厚生労働省ホームページ　成年後見制度利用促進”で検索）

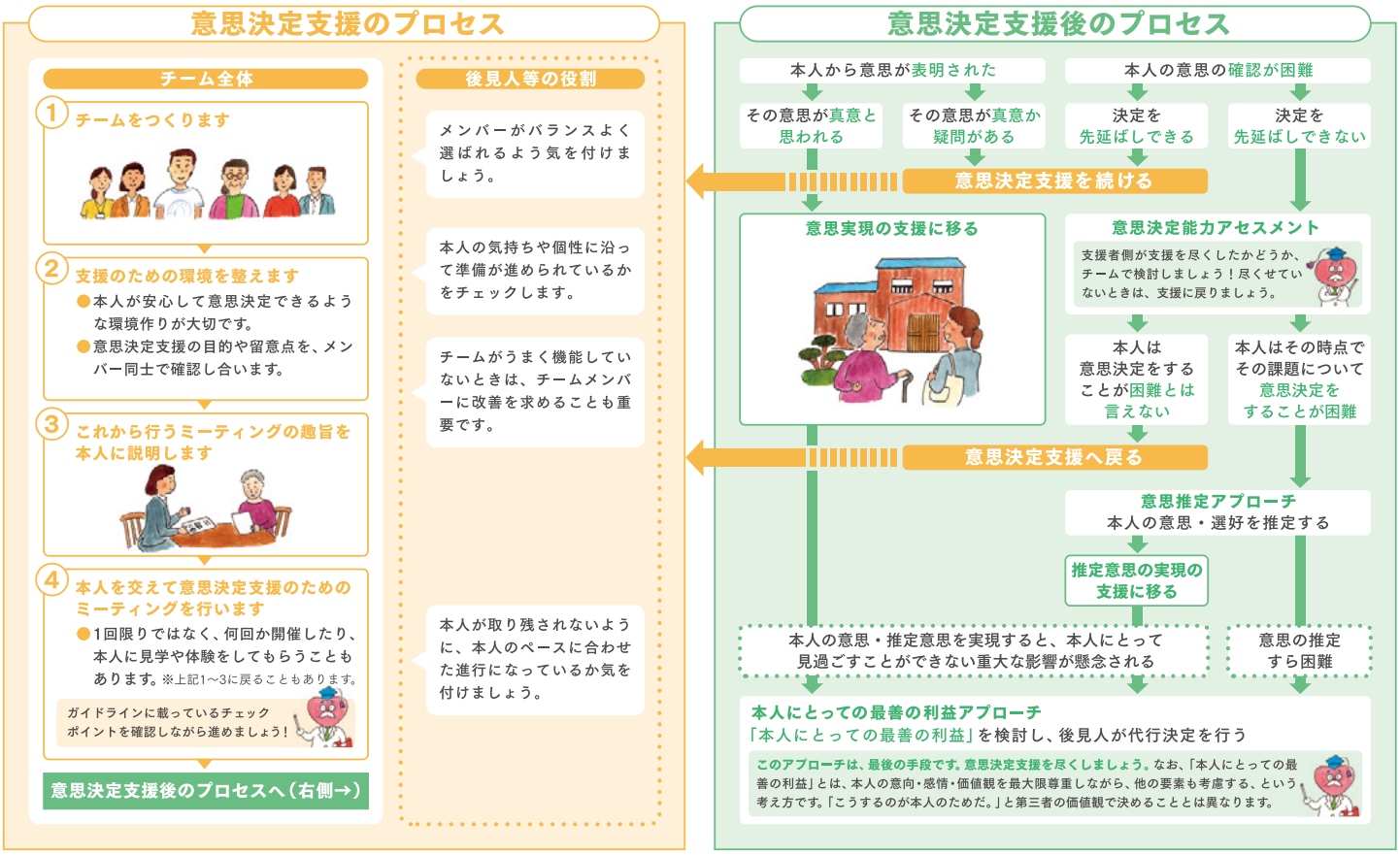

発行・お問い合わせ

前橋市社会福祉協議会　生活支援課生活支援係
（あんしんサポートまえばし）

住　所　前橋市日吉町二丁目17-10　前橋市総合福祉会館3階
電　話　027-237-1261　　FAX　027-219-0337